

2026 労働手帳

正誤表

	誤	正
130 ページ 右下「③就職困難者」の表 「離職時等の年齢」	45 歳以上 <u>60 歳未満</u>	45 歳以上 <u>65 歳未満</u>

最低賃金の改定について <労働手帳 P24>
神奈川県(地域別) 時間額 1,279 円
[発効日] 令和8年 10 月 1 日

参考：近隣都県の最低賃金改定（地域別）

東京都	静岡県	山梨県	埼玉県	千葉県
1,280円	1,154円	1,113円	1,196円	1,195円
発効日…都県により異なります。				